

## 使用済自動車等適正処理に係る行政処分における基準

(平成30年11月29日制定)

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）の規定による行政処分における基準は次のとおりとする。

- 1 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 行政処分 法第20条第3項及び第90条第3項の規定による命令、法第51条の第1項及び法第58条第1項の規定による登録の取消し又は事業の全部若しくは一部停止命令並びに法第66条及び法第72条の規定による許可の取消し又は事業の全部若しくは一部停止命令をいう。
  - (2) 法違反行為 法の規定に違反し、又は法の規定による処分に違反する行為をいう。
  - (3) 行政指導 豊田市行政手続条例（平成9年条例第1号）第2条第7号に規定する行政指導をいう。
- 2 行政処分の基準（以下「処分基準」という。）は、別表に定めるところとする。
- 3 2に定めるもののほか、行政処分については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項の規定により環境大臣が定める法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準に基づき行うものとする。
- 4 市長は行政処分を行ったときは、被処分者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）、行政処分の内容、行政処分の理由、行政処分の根拠となった法令の条項その他必要と認める事項を公表するものとする。

### 別表

#### 処分基準

行政処分の要件	処分の内容
(1) 不正の手段による登録 不正の手段により法第42条第1項 又は第53条第1項の登録を受けた者	登録の取消し

<p>(2) 欠格要件</p> <p>法第45条第1項第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号、第56条第1項第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号、法第62条第1項第2号若しくは法第69条第1項第2号に該当した者</p>	<p>登録又は許可の取消し</p>
<p>(3) 委託基準違反</p> <p>法第122条第11号の規定に違反して使用済自動車一般廃棄物の処理において委託基準を違反した者</p>	
<p>(4) 事業停止命令違反</p> <p>第51条第1項、第58条第1項又は第66条(第72条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反した者</p>	
<p>(5) 引取り、引渡し、再資源化に関する命令違反</p> <p>第20条第3項又は第90条第3項の規定による命令に違反した者</p>	
<p>(6) 無許可変更</p> <p>第70条第1項の規定に違反して、破産を行った者</p>	
<p>(7) 不正の手段による許可</p> <p>不正の手段により法第60条第1項又は第67条第1項の許可を受けた者</p>	<p>許可の取消し</p>
<p>(8) 登録基準不適合</p> <p>法第43条第1項第5号又は法54条第1項第6号の規定による基準に適合していない者</p>	<p>登録基準に適合するまでの間事業停止 ただし、改善が不可能な場合は登録取消し</p>

<p>(9) 廃止・変更届出義務違反</p> <p>法第46条第1項、第48条第1項  (第59条において読み替えて準用する  場合を含む。)、法第57条第1項、  法第63条第1項、法第64条(第72  条において読み替えて準用する場合を  含む。)又は法第71条第1項の規定す  る届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p>	<p>事業停止30日</p>
<p>(10) 報告拒否、虚偽報告</p> <p>法第130条の規定による報告の  徴収に対して、報告を拒否した、又は  虚偽の報告をした者</p>	
<p>(11) 立入検査拒否・妨害・忌避</p> <p>法第131条第1項の規定による  立入検査を拒否し、妨害し、又は、忌  避した者</p>	
<p>(12) 許可基準不適合</p> <p>法第62条第1項第1号又は法第6  9条第1項第1号の規定による基準に  適合していない者</p>	<p>許可基準に適合するまでの間  事業停止  ただし、改善が不可能な場合は  登録取消し</p>